

24高教福第1246号
平成25年2月21日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長
(公印省略)

高知東部自動車道の一部開通に伴う通勤届について（通知）

高知東部自動車道の香南かがみIC～香南やすICの区間が、平成25年2月17日に開通しました。

これに伴い、下記の該当職員は通勤届を速やかに提出する必要がありますので、貴管内の各小中学校等にお回しいただき、周知をお願いします。

記

1. 対象職員

- (1) 新たに開通した区間（香南かがみIC～香南やすIC、以下新区間という）を通勤に利用する職員
- (2) 通勤経路は変更ないが、新区間を含む経路が「最短の経路」となる職員
(自転車・125cc以下のバイク等を利用する場合は除く)
(例1) 香南やすIC付近（県道51号線付近）に居住しており、勤務公署が西方面の方
(例2) 香南かがみIC付近に居住しており、勤務公署が安芸方面の方

2. 通勤届の「届出の理由」欄の記載について

- (1) 新区間を通勤に利用する職員→3 通勤経路又は方法の変更
- (2) 新区間を利用しないが、新区間を含む経路が最短となる職員→5 その他「新道路の開通」

【問い合わせ先】

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課 給与担当